

## 第 18 号

## 令和 6 年度徳島県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	790床
(2) 年	間	患 者 数	
	入	院	207,320人
	外	来	240,813人
(3) 1	日	平 均 患 者 数	
	入	院	568人
	外	来	991人
(4) 主	要	な 建 設 改 良 事 業	
		病院増改築工事費	735,998千円
		医療器械及び備品購入費	3,594,246千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	病	院 事 業 収 益	27,462,008千円
	第1項	医 業 収 益	23,501,765千円
	第2項	医 業 外 収 益	3,960,243千円
	支	出	
第1款	病	院 事 業 費 用	29,277,859千円
	第1項	医 業 費 用	28,140,009千円

第2項 医 業 外 費 用 1,137,850千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,042,050千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,764千円及び過年度分損益勘定留保資金1,032,286千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 8,172,279千円

第1項 企 業 債 4,296,000千円

第2項 負 担 金 865,105千円

第3項 他会計からの借入金 3,000,000千円

第4項 補 助 金 11,174千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 9,214,329千円

第1項 建 設 改 良 費 4,330,244千円

第2項 企 業 債 償 還 金 1,644,085千円

第3項 他会計からの借入金償還金 3,240,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院整備事業	千円 4,296,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 14,067,740千円  
(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、6,530,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	医療器械	P E T—C T装置	一 式
	備 品	病院総合情報システム	一 式

令 和 6 年 2 月 15 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純



## 第 19 号

## 令和 6 年度徳島県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	水力発電所	324,700,000 k W h
	太陽光発電所	4,629,000 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	1,072,541千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第 1 款 事 業	収 益	5,080,070千円
第 1 項 営 業	収 益	5,071,246千円
第 2 項 財 務	収 益	2,423千円
第 3 項 事 業 外	収 益	6,401千円
支		出
第 1 款 事 業	費 用	4,743,582千円
第 1 項 営 業	費 用	4,672,057千円
第 2 項 財 務	費 用	1千円
第 3 項 事 業 外	費 用	66,524千円
第 4 項 特 別	損 失	2,000千円
第 5 項 予 備	費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,272,224千円は、当年度分消費税及び地方消費

税資本的収支調整額97,204千円、建設改良積立金288,000千円及び過年度分損益勘定留保資金1,887,020千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	310,676千円
第1項 固定資産売却代	791千円
第2項 他会計長期貸付金等返還金	307,386千円
第3項 工事負担金	2,499千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,582,900千円
第1項 建設改良費	1,072,541千円
第2項 投 資	1,510,359千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 事業費用	1 営業費用	日野谷発電所1号水車発電機改良事業	千円 576,417	6	千円 143,961
			7	405,141	
			8	27,315	
		勝浦発電所水車発電機改良事業	479,594	6	38,296
			7	91,911	
			8	349,387	
1 資本的支出	1 建設改良費	日野谷発電所1号水車発電機改良事業	156,671	6	68,499

				7	85,362
				8	2,810
		勝浦発電所水車発電機改良事業	595,411	6	101,536
				7	243,686
				8	250,189

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
川口ダム1号洪水吐ゲート巻上機等取替事業工事請負契約	令和7年度	375,205千円
川口発電所圧油ポンプ制御盤取替事業工事請負契約	令和7年度	55,141千円
川口発電所ガス遮断器取替事業工事請負契約	令和7年度	37,122千円
勝浦発電所CCTV装置取替事業工事請負契約	令和7年度	12,401千円

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 940,512千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

## 第 20 号

## 令和 6 年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	34	吉野川北岸工業用水道	21
		阿南工業用水道	13
(2) 年間総給水量	67,243,950m <sup>3</sup>	吉野川北岸工業用水道	38,591,450m <sup>3</sup>
		阿南工業用水道	28,652,500m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	184,230m <sup>3</sup>	吉野川北岸工業用水道	105,730m <sup>3</sup>
		阿南工業用水道	78,500m <sup>3</sup>
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	380,175千円
		阿南工業用水道改良工事	126,679千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 事 業 収 益			1,226,596千円
第 1 項 営 業 収 益			1,164,812千円
第 2 項 営 業 外 収 益			61,784千円
	支	出	
第 1 款 事 業 費 用			1,146,200千円
第 1 項 営 業 費 用			1,111,705千円
第 2 項 営 業 外 費 用			34,495千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額611,562千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額45,202千円及び過年度分損益勘定留保資金566,360千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	25,321千円
第1項 固定資産売却代	149千円
第2項 補助金	15,700千円
第3項 その他収入	9,472千円
支 出	
第1款 資本的支出	636,883千円
第1項 建設改良費	506,854千円
第2項 企業債償還金	29,904千円
第3項 他会計長期借入金償還金	100,001千円
第4項 国庫補助金返還金	124千円

（継続費）

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	阿南工業用水道送水管布設替事業	4,000,000千円	6	20,000千円
				7	860,000
				8	1,390,000
				9	940,000
				10	790,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
苛性ソーダ注入設備補修事業工事請負契約	令和7年度	1,330千円
予備電源設備取替事業工事請負契約	令和7年度	192,359千円
脱水機制御盤取替事業工事請負契約	令和7年度	99,598千円
PAC注入設備取替事業工事請負契約	令和7年度	43,245千円
コントロールセンタ等取替事業工事請負契約	令和7年度	92,435千円
第1地下水送水設備受変電設備取替事業工事請負契約	令和7年度	28,716千円

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 224,489千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

## 第 21 号

## 令和 6 年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 1,594千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事業収益 7,851千円

第 1 項 営業収益 7,740千円

第 2 項 営業外収益 111千円

支 出

第 1 款 事業費用 1,828千円

第 1 項 営業費用 1,827千円

第 2 項 営業外費用 1千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 資本的収入 14,815千円

第 1 項 他会計長期貸付金返還金 14,815千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

## 第 22 号

## 令和 6 年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収 容 台 数	525台	
(2) 建 設 改 良 工 事	既設設備改良工事	28,039千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事 業 収 益		65,813千円
第1項 営 業 収 益		65,060千円
第2項 営 業 外 収 益		753千円
支 出		
第1款 事 業 費 用		49,040千円
第1項 営 業 費 用		46,490千円
第2項 営 業 外 費 用		2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額28,039千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額10千円及び過年度分損益勘定留保資金28,029千円で補てんするものとする。）。

支 出		
第1款 資 本 的 支 出		28,039千円
第1項 建 設 改 良 費		28,039千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

## 第 23 号

## 令和 6 年度徳島県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度徳島県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |              |                         |
|--------------|-------------------------|
| (1) 流域関連市町数  | 5市町                     |
| (2) 年間総処理水量  | 2,625,000m <sup>3</sup> |
| (3) 1日平均処理水量 | 7,192m <sup>3</sup>     |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		1,024,380千円
第1項 営業収益		381,263千円
第2項 営業外収益		643,117千円
支 出		
第1款 事業費用		1,024,380千円
第1項 営業費用		918,580千円
第2項 営業外費用		105,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 資本的収入		552,030千円
第1項 企業債		332,000千円
第2項 補助金		197,684千円

第3項 負担金	22,346千円
支出	
第1款 資本的支出	552,030千円
第1項 企業債償還金	529,830千円
第2項 他会計長期借入金償還金	22,200千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道整備事業	千円 332,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 18,559千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、321,754千円である。

令和6年2月15日提出

徳島県知事 後藤田 正 純